

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁企画市場局市場課）

項目名		トークン化社債等に関する振替債等と同等の税制措置				
税目		所得税				
要望の内容	内容	トークン化社債の利子等について、金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収不適用制度の適用対象とすること及び公共法人等に係る所得税の非課税制度の適用対象とすること。				
		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td style="text-align: right;">－ 百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td style="text-align: right;">（ － 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td style="text-align: right;">（ － 百万円）</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額	－ 百万円	（制度自体の減収額）	（ － 百万円）
平年度の減収見込額	－ 百万円					
（制度自体の減収額）	（ － 百万円）					
（改正増減収額）	（ － 百万円）					
新設・拡充又は延長を必要	<p>(1) 政策目的 金融機関や公共法人等におけるトークン化社債等の取得に係る資産運用上の不利を解消し、トークン化社債等の普及を促進することで、運用機会の多様化を図るとともに、事業者の資金調達機会の拡大を促すこと。</p> <p>(2) 施策の必要性 トークン化有価証券（セキュリティトークン）は、金融商品取引法上の有価証券を、ブロックチェーン技術をはじめとする分散型台帳技術を用いて電子的に表象したものであり、注目を集めている。 しかし、金融機関等に対する源泉徴収の不適用制度及び公共法人等に対する所得税の非課税制度について、当該制度創設時にはなかったトークン化社債等は対象外となっている。 機関投資家向けのトークン化社債等は、金融機関等や公共法人等にとって、上記の制度の適用がない点で振替債^(※)よりも資産運用上不利なため、購入に消極的で普及が進まない、といった指摘があり、所要の措置が必要である。 (※) 振替債は、「社債、株式等の振替に関する法律」に規定する振替口座簿に記載又は記録がされた公社債をいう。</p>					
今回の要望（租	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ—1 世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備			
		政策の達成目標	トークン化社債等の普及を促進させることで、運用機会の多様化を図るとともに、事業者の資金調達機会の拡大を促すこと。			

		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	トークン化社債の利子等を受け取る金融機関及び公共法人等が適用対象となる見込み。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	金融機関や公共法人等によるトークン化社債等の取得が増加することで、トークン化社債等を発行する事業者が増え資金調達機会が拡大する。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	運用機会の多様化を図るとともに、事業者の資金調達機会の拡大を促すため、現行税制を見直すものであり、予算その他の措置では代替できないため、措置として妥当である。
	これまでの租税特別措置の適用実績と効果に關連する事項	租税特別措置の適用実績	機関投資家（ホールセール）向け振替債の市場規模 2018年度 121,381億円 2019年度 160,685億円 2020年度 182,213億円 2021年度 144,318億円 2022年度 121,402億円
租特透明化法に基づく適用実態調査結果		—	
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)		機関投資家向け振替債の市場規模は大きく資金調達に多用されている。	

	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	トークン化社債等に関しては初めての要望である。	